

昭和三〇年(初)第一四七五号

訴状訂正の申立

原告 岩

文治

外一名

被告 国

右当事者間損害賠償請求事件に付、訴状の請求原因第十六項の一行目から七行目までを左の如く訂正する

原告岩、文治は本件広島被爆当時六十才であつて広島市幟町一四五番地に家族と共に居住していた。原告は单身山口県佐波郡杣村に出張し松根油製造を営んでいたため右被爆を免れたが、その留守中妻フジノ(当時六十七才)、養女登茂子(当時二十四才)その夫和嘉(当時二十六才)及その長男邦昭(当時八ヶ月)の四人が爆死し、原告は只一人だけ生き残り、肩書地の親族宅にて孤影悄然はかない老後を送っている。

岩文治
昭和三十一年一月

昭和三〇年六月一五日

右原告訴訟代理人

岡

本

尚

一



大阪地方裁判所

第二五民事部 御 中